

第201回国会閣第53号に対する修正案

第204回国会衆議院総務委員会可決

地方公務員法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方公務員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則に六項を加える改正規定のうち附則第二十一項及び第二十二項中「令和四年四月一日から令和十二年三月三十一日」を「令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日」に改め、附則第二十六項中「令和二年法律第▼▼▼号」を「令和三年法律第▼▼▼号」に改める。

附則第一条中「令和四年四月一日」を「令和五年四月一日」に改める。

附則第二条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「令和二年法律第▼▼▼号」を「令和三年法律第▼▼▼号」に、「令和二年国家公務員法等改正法」を「令和三年国家公務員法等改正法」に改める。

附則第三条第二項中「令和十三年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に、「令和二年国家公務員法等改正法」を「令和三年国家公務員法等改正法」に改め、同条第四項中「令和二年法律第▼▼▼号」を「令和三年法律第▼▼▼号」に改め、同条第八項中「令和十三年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に、「令和二年国家公務員法等改正法附則第三条第十一項」を「令和三年国家公務員法等改正法附則第三条第九項」に改める。

附則第四条第二項中「令和十三年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「令和二年国家公務員法等改正法」を「令和三年国家公務員法等改正法」に改める。

附則第五条第三項及び第四項、第六条第二項並びに第七条第三項及び第四項中「令和十三年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

附則第八条第四項及び第六項中「令和二年法律第▼▼▼号」を「令和三年法律第▼▼▼号」に、「令和二年地方公務員法改正法」を「令和三年地方公務員法改正法」に改める。

附則第九条第二項及び第四項中「令和二年法律第▼▼▼号」を「令和三年法律第▼▼▼号」に改める。

附則第十九条のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十九条第五項の改正規定中「令和二年法律第▼▼▼号」を「令和三年法律第▼▼▼号」に改める。